

告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

用地測量

三 作業地域

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔二丁目、宮ヶ谷塔四丁目の一部

四 作業期間

令和五年十二月六日から令和六年三月十五日まで